第１５回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和８年５月１４日（木）　　午後　１時２８分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和８年５月１４日（木）　　午後　１時５２分

４．出席委員（１６名）の番号及び氏名

１番　瀬　戸　弘　之	２番　田　村　昭　弘	３番　三　浦　大　俊	４番　貴　田　徳　正
５番　佐　藤　幸　一	６番　瓜　田　弘　樹	７番　一　戸　辰　美	８番　神　成　和　也
９番　棟　方　廣　光	10番　菊　池　俊　輔	11番　泉　直　也	12番　佐　藤　勝　利
13番　長　内　悟	14番　鈴　木　照　子	15番　秋　庭　礼　子	16番　一　戸　祐　治
17番　川　村　博　行	18番　下　山　勝　源		

５．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　参与及び書記の任命
第３　議案第５６号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第５７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
議案第５８号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第５９号　農地所有権移転に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
議案第６０号　農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
報告第３０号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第３１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　秋 庭 誠 一	事務局次長　當 麻 和 信	主幹　石 村 浩 一	主事　棟 方 裕 二

７．会議の概要

開会　午後１時２８分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　長　只今の出席委員は１８名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第１５回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議　長　直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、１１番泉直也委員と１２番佐藤勝利委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議　長　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第５６号から議案第６０号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、議案第５６号、議案５７号及び議案５８号の審議に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
１２番佐藤勝利委員。

佐藤委員　はい、８番神成です。それでは報告いたします。
去る５月８日、泉直也委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が６件、賃貸借が５件、使用貸借が３件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議　　長　それでは、議案第５６号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５６号農地法第三条第1項の規定に基づく農地所有権移転の方について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は６件です。№.１から№.６について説明いたします。
普通売買が２件、贈与が２件、交換が２件となっています。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第５７号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５７号農地法第３条第１項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は５件です。農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　なおこの件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条のに基づき、本議案Ｎｏ．1が対象である○○委員は本案件終了まで退席をお願いします。
ただいま、事務局より説明のありました議案第５７号№.１について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。直ちに評決に入ります。
議案第５７号の№.１について原案通り決するに賛成の委員は挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますでの本案は原案通り決しました。本案件が終了しましたので○○委員を復帰させます。
次に、議案第５８号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５８号農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は３件です。農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第５９号について、事務局より説明願います。

事務局　議案第５９号農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第６０号について、事務局より説明願います。

事務局　議案第６０号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は１件です。契約期間および賃借料については記載の通りです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第５６号から議案第５７号№２から№５、議案５８号から議案第６０号について原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告３０号について事務局より説明願います。

事務局　報告第３０号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る
通知書を受理したので報告する。
№１から№３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議　　長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議　　長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第３１号について事務局より説明願います。
事務局	報告第３１号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について 農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 №.１から№.７ついては、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議　　長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議　　長	ないので質問を打ち切ります。 暫時休憩します。（午後１３時４２分）
	【暫時休憩】
議　　長	再会します。（午後１３時５１分）
議　　長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１５回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１３時５２分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年５月１４日

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿